

◎ 出入国管理及び難民認定法の一部を

改正する法律

(平成二六年六月一八日法律第七四号)

一、提案理由(平成二六年五月二三日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、日本経済を新たな成長軌道に乗せるために、高度の専門的な能力を有する外国人材の受け入れを促進することが求められております。また、我が国の国際化の進展とともに、観光立国実現に向けて官民一体の取り組みがなされた結果、昨年の外国人入国者数は初めて一千万人を超え、二〇二〇年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、今後、その数がさらに増加することが見込まれるところであり、出入国管理上、問題を生じるおそれが少ない外国人の出入国手続の簡素化、迅速化を図ることが急務となっております。

この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、所要の法整備を図

るため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正するものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、高度の専門的な能力を有する外国人材の受け入れの促進のための措置であります。これは、現在「特定活動」の在留資格を付与している高度の専門的な能力を有する外国人材を対象とした新たな在留資格「高度専門職(第一号)」を設けるとともに、この在留資格をもって一定期間在留した者を対象とした、活動制限を大幅に緩和し在留期間が無期限の在留資格「高度専門職(第二号)」を設けるものです。

第二は、クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化のための措置であります。これは、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可の上陸許可の制度を設けるものです。

第三は、一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化のための措置であります。これは、自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、頻繁に来日し、我が国に短期間滞在する外国人のうち、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ないと認められて登録されたものに拡大し、その外国人の上陸許可の証印を省略できるようにするとともに、上陸許可の証印にかわる上陸許可の証明

手段を設けるものです。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告（平成二六年五月二九日）

○江崎鐵磨君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受け入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、クルーズ船の外国人乗客及び一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続を円滑化するための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十一日日本委員会に付託され、二十三日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

三、参議院法務委員長報告（平成二六年六月二日）

○荒木清寛君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受け入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、高度外国人材の受け入れを促進しようとする理由、在留資格、高度専門職の認定基準の在り方と明確性確保、高度専門職の在留資格の取消しの取扱い、ポイント制による高度人材外国人の認定状況、船舶観光上陸の許可に係る上陸審査手続の適正性確保、通過上陸の許可を活用したクルーズの振興、入国管理局の人的体制整備の必要性、入国管理局が取得した個人識別情報の取扱い、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置の問題点等について質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

二六八

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。